

平成26年度 宮城における全国安全週間実施要綱

本 週 間 平成26年7月1日～7月 7日

準備期間 平成26年6月1日～6月30日

宮城労働局労働基準部健康安全課

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により、労働災害は長期的には減少してきています。

東日本大震災後は、膨大な復旧・復興工事が発注され、事業活動の再開が急速に進んでおり、このような状況等を背景に、労働災害による死傷者数は平成22年から3年連続で増加していました。

第12次労働災害防止推進計画の初年度でもある平成25年の労働災害による死傷者数は、2,580人と3年連続の増加に歯止めがかかったものの前年比で1.6%の減少に止まりました。

今年度は、同推進計画の2年目に当たり、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、事業者と労働者が一体となって安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指していく必要があります。

平成26年度の全国安全週間は、

「みんなでつなぎ ^{たか}高まる^{いしき}意識 ^{てんせい}達成しようゼロ^{さうがい}災害」

をスローガンとして展開します。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図ります。

2 主唱者

厚生労働省宮城労働局

3 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

4 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、経営者団体

5 実施者

各事業場

6 主唱者、協賛者の実施事項

安全週間及び準備期間中に次の事項を実施します。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

7 協力者への依頼

主唱者は、上記6の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼します。

8 実施者(各事業場)の実施事項

安全を最優先する企業文化である安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施します。

(1) 安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 経営トップは安全について所信表明及び職場の安全パトロール等を行う。
- ② 今後の安全を考える職場の集いの開催による関係者の意思の統一及び安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の標語、写真及び作文等の募集及び発表のほか、視聴覚教材等を活用した講演会等の開催及び作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等を社会へ発信する。
- ⑤ 労働者の家族への安全の文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけを行う。
- ⑥ 緊急時の措置に係る必要な訓練を実施する。
- ⑦ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を実施する。

(2) 継続的に実施する事項

① 全般的事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 安全管理者等の選任、安全委員会の設置及びその活動の活性化
- (イ) 職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底
- (ウ) 作業者の安全意識の高揚
- (エ) その他自主的な安全衛生活動の促進
- イ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- ウ リスクアセスメントの普及促進等
- エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
- ② 業種の特性に応じた災害防止対策及び特定の災害防止対策
 - ア 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - (ア) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - (イ) 適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (ウ) 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施、足場の設置が困難な場合の安全帯（ハーネス型安全帯）の使用等
 - (エ) 移動式クレーン等、車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - (オ) 解体用機械等の接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
 - (カ) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長教育、新規入職者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育等の徹底
 - イ 第三次産業の労働災害防止対策
 - (ア) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の改善の実施
 - (イ) 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
 - (ウ) 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進
 - ウ 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進
 - (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落転落防止対策の徹底
 - (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
 - (ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 - エ 製造業の労働災害防止対策
 - (ア) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
 - (イ) 雇入時、作業内容変更時の安全教育の徹底及び安全管理者等の能力向上教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底
 - オ その他の労働災害防止対策
 - (ア) 林業の労働災害防止対策
 - (イ) 爆発・火災災害防止対策の推進
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 交通労働災害防止対策
 - イ 熱中症予防対策
 - ウ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の徹底
 - エ 酸素欠乏症等の防止対策